

名東区選挙管理委員会告示第1号

選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間について

公職選挙法施行令第17条の規定に基づき、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙のため、選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を次のように指定した。

令和8年1月20日

名東区選挙管理委員会委員長 大平 みさ江

登録の移替えを延期する期間

令和8年1月20日から当該選挙の期日まで

名古屋市名東区選挙管理委員会